

# 転職した方がいたら・・・

1 転職先で特別徴収を継続する場合は、お手数ですが転職先に月割額等をご連絡くださるようお願いいたします。

## 転 勤

## －記入例－

### 給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和5年12月 3日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	潟上市天王字長沼132-21		特別徴収義務者 指 定 番 号	0012345678					
潟上市長 様			名 称	株式会社 潟上市工業		個 人 番 号 又は法人番号	9876543210987					
			代表者の 職 氏 名	潟上 太郎		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係	経 理 係				
					氏 名	秋田 花子						
					電 話	018-878-2211						
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収			
氏 名	秋田 次郎		円	6 月分から  11 月分まで	円	円	令和  5・11・9	1.退 職	1.特別徴収継続  2.一 括 徴 収  3.普 通 徴 収			
生年月日	M T <b>S</b> H 55 年 10 月 1 日											
給与の支払を 受けなくなった 後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3											
宛名番号	00001											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
			退職時までの 給与支払額		1,135,427 円		控 除 社 会 保 険 料 額	102,621 円				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与（退職金、通勤手当は除く）の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給与または退職手当金 等の支払予定日	徴 収 予 定		※退職者の未徴収税額について  1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いします。	
1.異動が令和 年12月31日までで、 申し出があったため ( 月 日申出)		支 払 予 定 日 ごと の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)		円
		円	円		円
2.異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため	一括徴収した税額は 月分( 月10日納期分)で納付します。				

◎転職等による特別徴収届出書（特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。）

月割額 1,000円を 12 月分から徴収し 納入します。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	潟上市飯田川字下虹川字八ツロ70		特別徴収義務者 指 定 番 号	70001111	
		名 称	(株)秋田産業		個 人 番 号 又は法人番号	1002003004005	
		代表者の 職 氏 名	秋田 三郎		連絡者の係及び 氏名並びにその 電 話 番 号	係	経 理 係
					氏 名	秋田 花男	
					電 話	018-800-1111	